工事請負代金債権の譲渡の承諾に関する事務取扱

平成 21 年 1 月 30 日適用 平成 21 年 2 月 27 日改正 令和 3 年 6 月 1 日改正

建設業者への資金供給の円滑化や下請業者への支払条件等の改善を図るため、燕市 発注の工事請負代金債権の譲渡(建設工事請負基準約款第6条ただし書)について、 債権譲渡人が一般財団法人建設業振興基金の債務保証事業(「下請セーフティネット債 務保証事業」又は「地域建設業経営強化融資制度」のいずれか。)を活用し条件が満た す場合、次のとおり承諾することとする。

1 「下請セーフティネット債務保証事業」を活用する場合

(1) 債権譲渡人

燕市発注工事を受注・施工している、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の中小・中堅元請建設業者とする。

(2) 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は一般財団法人 建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者とする。

(3) 債権譲渡の対象工事

債権譲渡の対象となる建設工事は、前金払いの対象工事とする。ただし、次の工 事は対象外とする。

- ア 低入札価格調査の対象となった工事 (現在低入札価格調査制度は未導入、導入の場合は対象外)
- イ 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- ウ 以下の工事を除く、国庫債務負担行為等及び歳出予算の繰越など工期が複数年 度にわたる工事
 - (ア) 国庫債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - (イ) 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- エ 履行保証として役務的保証を必要とする工事
- オ 当該建設業者の工事施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当 な事由がある工事

(4) 債権譲渡の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、建設工事請負基準約款第 33 条第 2 項 (工事請負契約が解除された場合においては第 49 条第 1 項)の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既払金及び建設工事請負基準約款により発生する燕市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、譲渡後に契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、譲渡債権額は、変更後の金額から同様に既払金等を控除した額とする。

(5) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、前払いがなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。

(6) 承諾時の留意事項

ア 本制度に係る債権譲渡により、当該建設業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものでないこと。

- イ 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は部分払等を行わないこと。
- ウ 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、債権譲渡の承 諾依頼があったことをもって、当該建設業者の経営状態が不安定であるとみなし、 また、入札契約手続等で不利益な扱いを行ってはならないこと。

(7) 提出書類の受付

総務部用地管財課は、債権譲渡の承諾依頼を受ける際には、当該建設業者から以下の書類を提出させること。

- ① 工事履行報告書(様式1) 1通 (提出前に工事進捗率等を工事担当課から確認を受けること。)
- ② 債権譲渡承諾依頼書(様式2-①) 3通 (うち2通は決裁後、債権譲渡承諾書に市長印を押印して当該建設業者に交付する。)
- ③ 債権譲渡先との間の調印済みの債権譲渡契約証書(様式3-①又は②)の写し 1 通
- ④ 発効日から3か月以内の当該建設業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- ⑤ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾 が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1 通

(8)(7)の提出書類確認時の留意点

① 工事履行報告書(様式1)

工事進捗率が前払いなされた金額以上であることを確認すること。なお、承諾にあたっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を工事担当課が確認した様式1の受領をもって足りることとする。(出来高の査定ではない。)

- ② 債権譲渡承諾依頼書(様式2-①) 譲渡対象債権の金額(依頼時時点)が工事請負契約に基づき当該建設業者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- ③ 債権譲渡先との間の調印済みの債権譲渡契約証書(様式3-①又は②)の写し

以下の下請保護方策が講じられている必要があることから、下表内(1)、(2)の措置を講じるときは様式3-①が、(3)の措置を講じるときは様式3-②が使用されていることを確認すること。また、②と同様の確認を行うこと。

なお、当該建設業者の倒産時等の下請保護に関しては、当該建設業者及び債権 譲渡先が責任を持って行うこととし、燕市は関与しないこととする。

(1) 元請負人(以下、本表中で「甲」という。)が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先(以下、本表中で「乙」という。)は、乙が発注者(以下、本表中で「丙」という。)から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、甲に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、甲と乙との間の債権譲渡契約において定められていること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、甲と乙の間 で任意に定めるものとする。

- (2) 甲が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、乙は、乙が丙から受け取る当該工事請負代金額から甲への貸付金を精算の上、残余の部分を甲に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、甲と乙の間の債権譲渡契約において定められていること。
- (3) ただし、乙の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、また、乙が丙から受け取る当該工事請負代金額から甲への貸付金を精算の上、甲の倒産による任意整理において、残余の部分を乙が甲に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うなどにより、できるだけ下請負人等の債権の保護を図る方式も認めることとする。この場合には、乙の事務体制を整備の上、(1)又は(2)への移行を図るようにすることとする。

なお、本通知中、倒産とは以下の場合をいう。

- ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- イ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ウ その他乙が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- ④ 発効日から3か月以内の当該建設業者及び債権譲渡先の印鑑証明書

債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。なお、当該建設業者及び債権譲渡 先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において(申請書類 は個別に提出させる)、申請書類等の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行 された印鑑証明書が既に提出されている場合には、当該証明書の提出を省略すること ができる。

(9) 承諾処理手順等

債権譲渡承諾依頼書等を受理した総務部用地管財課は、以下のとおり処理を行う ものとし、処理後、総務部用地管財課は写しを保管し、原本は工事担当課に送付する ものとする。

- ア 債権譲渡承諾依頼書等の受理後、速やかに承諾のための手続きを行う。
- イ 債権譲渡整理簿(様式4)により債権譲渡の依頼及び承諾状況を管理する。

ウ 債権譲渡の承諾後、市長印の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式2-①)2 通を当該建設業者に交付する。

(10) 融資実行報告書の提出要求

当該建設業者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様式5)を総務部用地管財課に提出させるものとする。総務部用地管財課は写しを保管し、原本は工事担当課に送付するものとする。

(11) 債権譲渡先からの債権金額の請求受付

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求にあたっては、以下の書類を工事担当課に提出させるものとする。

- ① 工事請負代金請求書(様式6) 1 通
- ② 市長印の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式2-①)の写し 1通
- ③ 債権譲渡契約証書(様式3-①又は②)の写し 1通 なお、当然のことであるが、債権譲渡先は検査に合格し、引渡を行った場合の み、債権金額の請求ができる。

(12) 工事請負代金請求書確認時の留意事項

請求金額が譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

2 「地域建設業経営強化融資制度」を活用する場合

(1) 債権譲渡人

1 (1) に同じ。

(2) 債権譲渡先

1 (2) に同じ。

(3) 債権譲渡の対象工事

債権譲渡の対象となる建設工事は、前金払いの対象工事とする。ただし、次の工 事は対象外とする。

ア 低入札価格調査の対象となった工事

(現在低入札価格調査制度は未導入、導入の場合は対象外)

- イ 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- ウ 以下の工事を除く、国庫債務負担行為等及び歳出予算の繰越など工期が複数年 度にわたる工事
 - (ア) 国庫債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - (イ) 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - (ウ) 国庫債務負担行為等の工事、又は繰り越される工事であって、債権譲渡の承

諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事。(この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。)

- エ 履行保証として役務的保証を必要とする工事
- オ 当該建設業者の工事施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当 な事由がある工事

(4) 譲渡債権の範囲

1 (4) に同じ。

(5) 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(6) 承諾時の留意事項

ア 本制度に係る債権譲渡により、当該建設業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものでないこと。

- イ 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は部分払等を行わないこと。ただし、 (3) ウ(ウ) の工事に係る各会計年度末における部分払を除く。
- ウ 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、債権譲渡の承 諾依頼があったことをもって、当該建設業者の経営状態が不安定であるとみなし、 また、入札契約手続等で不利益な扱いを行ってはならないこと。

(7) 提出書類の受付

1 (7) に同じ。ただし、②債権譲渡承諾依頼書は様式2-②を、③債権譲渡先との間の調印済みの債権譲渡契約証書は様式3-③を用いること。

(8)(7)の提出書類確認時の留意点

① 工事履行報告書(様式1)

工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。なお、承諾にあたっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を工事担当課が確認した様式1の受領をもって足りることとする。(出来高の査定ではない。)

② 債権譲渡承諾依頼書(様式2-②)及び債権譲渡先との間の調印済みの債権譲渡契約証書(様式3-③)の写し

譲渡対象債権の金額(依頼時時点)が工事請負契約に基づき当該建設業者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

③ 発効日から3か月以内の当該建設業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 1(8)④に同じ。

(9) 承諾処理手順等

1 (9) に同じ。ただし、ウの債権譲渡承諾書は様式2-②となる。

(10) 融資実行報告書の提出要求

ア 当該建設業者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結 し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報 告書(様式5)を総務部用地管財課に提出させるものとする。総務部用地管財課は写しを保管し、原本は工事担当課に送付するものとする。

イ 当該建設業者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを総務部用地管財課に提出させるものとする。本証書の写しは工事担当課に送付し、用地管財課も写しを保管するもとする。

(11) 債権譲渡先からの債権金額の請求受付

1 (11) に同じ。ただし、②の債権譲渡承諾書は様式 2-2、③の債権譲渡契約 証書は様式 3-3となる。

(12) 工事請負代金請求書確認時の留意事項

1 (12) に同じ。

3 2の「地域建設業経営強化融資制度」を活用する場合の有効期間

国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」(平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号) が効力を失うまでの間に限り、効力を有するものとする。